

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程

平成27年4月1日施行
平成27年9月2日変更
平成28年3月23日変更
平成29年2月15日変更
平成30年2月7日変更
2018年12月5日変更
2019年12月4日変更
2020年12月2日変更
2023年2月1日変更

(勤勉手当の支給)

第1条 6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する理事長及び理事（以下「常勤役員」という。）に対し、勤勉手当を支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した者についても同様とする。

(勤勉手当の額)

第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は

本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない

別表 勤勉手当の支給割合

| | |
|-------|---------------------------|
| 優秀 | 100分の205以下、 100分の110以上 |
| 良好 | 100分の96.5 |
| 良好でない | 100分の88以下 |

(勤勉手当の支給時期)

第3条 勤勉手当は、役員給与規程第5条第2項で定める特別手当の支給日に支給する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年9月2日)

この規程は、平成27年9月2日から施行し、平成27年7月1日に遡って適用する。

附則(平成28年3月23日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

(平成27年度の支給額に関する特例)

第2条 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

| | |
|-------|--------------------------|
| 優秀 | 100分の170以下、 100分の92以上 |
| 良好 | 100分の80 |
| 良好でない | 100分の80未満 |

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

| | |
|----|-------------|
| 優秀 | 100分の180以下、 |
|----|-------------|

| | |
|-------|-----------|
| | 100分の98以上 |
| 良好 | 100分の85 |
| 良好でない | 100分の85未満 |

附則（平成29年2月15日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月15日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。

（平成28年度の支給額に関する特例）

第2条 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|--------------------------|
| 優秀 | 100分の175以下、 100分の95以上 |
| 良好 | 100分の82.5 |
| 良好でない | 100分の82.5未満 |

2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|-----------------------------|
| 優秀 | 100分の195以下、 100分の106.5以上 |
| 良好 | 100分の92.5 |
| 良好でない | 100分の92.5未満 |

附則（平成30年2月7日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年2月7日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

（平成29年度の支給額に関する特例）

第2条 平成29年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|---------------------------|
| 優秀 | 100分の185以下、 100分の101以上 |
| 良好 | 100分の87.5 |
| 良好でない | 100分の87.5未満 |

2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|---------------------------|
| 優秀 | 100分の195以下、 100分の106以上 |
| 良好 | 100分の92.5 |
| 良好でない | 100分の92.5未満 |

附則（2018年12月5日）

（施行期日）

第1条 この規程は、2018年12月5日から施行し、2018年4月1日に遡って適用する。

（2018年度の支給額に関する特例）

第2条 2018年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|-----------------------------|
| 優秀 | 100分の190以下、 100分の103.5以上 |
| 良好 | 100分の90 |
| 良好でない | 100分の90未満 |

2 2018年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|-----------------------------|
| 優秀 | 100分の200以下、 100分の108.5以上 |
| 良好 | 100分の95 |
| 良好でない | 100分の95未満 |

附則（2019年12月4日）

（施行期日）

第1条 この規程は、2019年12月4日から施行し、2019年4月1日に遡って適用する。

（2019年度の支給額に関する特例）

第2条 2019年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|---------------------------|
| 優秀 | 100分の195以下、 100分の106以上 |
| 良好 | 100分の92.5 |
| 良好でない | 100分の92.5未満 |

2 2019年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|---------------------------|
| 優秀 | 100分の205以下、 100分の111以上 |
| 良好 | 100分の97.5 |
| 良好でない | 100分の97.5未満 |

附則（2020年12月2日）

この規程は、2020年12月2日から施行し、2020年12月1日に遡って適用する。

附則（2023年2月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、2023年2月1日から施行し、2022年4月1日に遡って適用する。

（2022年度の支給額に関する特例）

第2条 2022年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|-------|-----------------------------|
| 優秀 | 100分の200以下、 100分の108.5以上 |
| 良好 | 100分の95 |
| 良好でない | 100分の86.5未満 |

2 2022年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

| | |
|----|-----------------------------|
| 優秀 | 100分の210以下、 100分の112.5以上 |
|----|-----------------------------|

| | |
|-------|-------------|
| 良好 | 100分の99 |
| 良好でない | 100分の90.5未満 |